

学会員の皆様へ

一般社団法人日本産業技術教育学会

激甚災害を受けた地区の会員に対する対応について

この度の台風 19 号の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。日本産業技術教育学会では大規模な災害に対する会員への対応について次のように定めています。事例毎の通知は致しませんので、各自ご判断戴き、次の条件の方は、学会事務局まで申し出ください。

- 免除対象 : 激甚災害として指定された年度の年会費
免除方法 : 年会費の納付免除（既納付の方は次年度の会費として扱う）
免除対象者 : 次の条件に合致する正会員 A、正会員 B および学生会員
免除条件 : 自然災害が発生し、激甚災害の指定を受けた地区に居住または勤務しており、次のいずれかに該当すること。

- ① 住居または勤務先が自然災害によって使用困難な状態に破壊された場合。
- ② 家族や親族が被災され、その救済のために自身の金銭的支援が必要となった場合。
- ③ 住居はさしたる被害がなかったものの、ライフラインの破壊や計画的避難により避難所生活またはそれに類する生活を余儀なくされた場合。
- ④ 勤務先での機能が停止して休業を余儀なくされたなど、自然災害が直接・間接的な原因となって生活費を得るために何らかの支障が生じた場合。
- ⑤ その他自然災害が原因となって生活面や金銭面で何らかの被害が生じたと判断される場合。

上記の申請においては、被害の程度が会費免除を申請するに値するかどうかの判断はご自身に委ねます。会費免除の申請の際は、上記①～⑤のどの理由に該当するかをお示し戴ければ幸いです。例えば下記のような内容を含み、電子メール(jste@nacos.com)や郵便等で学会事務局宛に申請してください。

会費免除申請 ○年○月○日

△△中学校 産技太郎、勤務先住所、自宅住所

①の理由により、20〇〇年度分の会費納入の免除を申請します。

なお、この申請は激甚災害と指定された時点から原則半年の期間内で受け付けます。

被災されて通常連絡手段を持たず、上記の内容を把握できない状況の会員が周囲に居られる場合にも、学会事務局にその旨ご一報ください。会員相互扶助の精神として、ご協力宜しく願います。